

認知症対応型共同生活介護 重要事項説明書

1. 事業の目的と運営方針

- ①認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とします。
- ②「一人ひとりを大切にした質の高い介護サービスの提供」を基本理念とし、入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立ったサービス提供に努めます。
- ③関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業者の内容

(1) 提供できるサービス地域

事業所名	やすらぎ園認知症高齢者グループホームまどい
指定番号	千葉県 1272000116号
所在地	千葉県旭市イの3925番2
管理者の氏名	田邊 波津枝
電話番号	0479-63-9011
FAX番号	0479-64-0288
サービスを提供する地域	旭市

(2) 事業所の従業者体制

	業務内容	
管理者	業務及び職員の管理	1名（施設長兼務）
計画作成担当者 (介護支援専門員)	介護計画の作成	1名
介護従事者	利用者の介護	5名以上

(3) 入居定員 9名

(4) 設備の概要

○居室

利用者の居室は、個室（定員1名）とし、クローゼット・洗面台等の備品として備えます。

○食堂

利用者の使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者が利用できるテーブル・椅子・食器類などの備品類を備えます。

○その他の設備

設備としてその他に、キッチン、居間、浴室、トイレ等の設備を設けます。

3. サービスの内容

- ① 認知症対応型共同生活介護計画の立案
- ② 食事
- ③ 入浴
- ④ 排泄
- ⑤ 介護
- ⑥ 相談援助サービス
- ⑦ 健康管理
- ⑧ 金銭管理
- ⑨ その他

4. 協力医療機関

事業者は、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状況は急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

- ・名称 田辺病院
- ・住所 千葉県旭市ロー803

・協力歯科医療機関

- ・名称 やすらぎ歯科クリニック
- ・住所 千葉県旭市イの3925番2

□ 緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「緊急時の対応」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

5. 利用料金

厚生労働省が定める基準によるものであり、当該認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬上の額として設定します。

(1) 基本料金 (1 単位 1 0 円) 利用者負担額 1 割の場合

認知症対応型共同生活介護費 (I) (1 日につき)

状態区分	単位数	基本料金 (円)	利用者負担額 (円)
要介護 1	7 6 5	7, 6 5 0	7 6 5
要介護 2	8 0 1	8, 0 1 0	8 0 1
要介護 3	8 2 4	8, 2 4 0	8 2 4
要介護 4	8 4 1	8, 4 1 0	8 4 1
要介護 5	8 5 9	8, 5 9 0	8 5 9

* 介護度によって料金は変わります。

(2) 加算料金 (1 単位 1 0 円) 利用者負担額 1 割の場合

内容	単位数	利用者負担額 (円)
入院時費用 (1 月に 6 日を限度)	2 4 6	日額 2 4 6 円
夜間支援体制加算 (I)	5 0	日額 5 0 円
若年性認知症利用者受入加算	1 2 0	日額 1 2 0 円
看取り介護加算		
死亡日以前 3 1 日以上 4 5 日以下	7 2	日額 7 2 円
死亡日以前 4 日以上 3 0 日以下	1 4 4	日額 1 4 4 円
死亡日以前 2 日又は 3 日	6 8 0	日額 6 8 0 円
死亡日	1, 2 8 0	日額 1, 2 8 0 円
初期加算 (入居日から 3 0 日以内)	3 0	日額 3 0 円
協力医療機関連携加算	1 0 0	月額 1 0 0 円
医療連携体制加算 (I) (イ)	5 7	日額 5 7 円
医療連携体制加算 (I) (ロ)	4 7	日額 4 7 円
医療連携体制加算 (I) (ハ)	3 7	日額 3 7 円
医療連携体制加算 (II)	5	日額 5 円
退居時情報提供加算	2 5 0	1 回限り 2 5 0 円
退居時相談援助加算	4 0 0	1 回限り 4 0 0 円
認知症専門ケア加算 (I)	3	日額 3 円
認知症専門ケア加算 (II)	4	日額 4 円
認知症チームケア加算 (I)	1 5 0	月額 1 5 0 円
認知症チームケア加算 (II)	1 2 0	月額 1 2 0 円
生活機能向上連携加算 (I)	1 0 0	月額 1 0 0 円
生活機能向上連携加算 (II)	2 0 0	月額 2 0 0 円

栄養管理体制加算	3 0	月額	3 0 円
口腔衛生管理体制加算	3 0	月額	3 0 円
口腔栄養スクリーニング加算(6 月に 1 回)	2 0	月額	2 0 円
科学的介護推進体制加算	4 0	月額	4 0 円
高齢者施設等感染対策向上加算 (Ⅰ)	1 0	月額	1 0 円
高齢者施設等感染対策向上加算 (Ⅱ)	5	月額	5 円
新興感染症等施設療養費	2 4 0	日額	2 4 0 円
生産性向上推進体制加算 (Ⅰ)	1 0 0	月額	1 0 0 円
生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)	1 0	月額	1 0 円
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	2 2	日額	2 2 円
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	1 8	日額	1 8 円
サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	6	日額	6 円
身体拘束廃止未実施減算		－ 1 ／ 1 0 0	
高齢者虐待防止措置未実施減算		－ 1 ／ 1 0 0	
業務継続計画未実施減算		－ 3 ／ 1 0 0	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ) ※介護職員等の処遇改善に伴い、総単位数に 1 8 . 6 % を掛けて算出いたします。			
介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ) ※介護職員等の処遇改善に伴い、総単位数に 1 7 . 8 % を掛けて算出いたします。			
介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ) ※介護職員等の処遇改善に伴い、総単位数に 1 5 . 5 % を掛けて算出いたします。			
介護職員等処遇改善加算 (Ⅳ) ※介護職員等の処遇改善に伴い、総単位数に 1 2 . 5 % を掛けて算出いたします。			

* 基本料金及び加算料金について償還払いの場合は、いったんあなたが介護報酬全額を支払い、その後領収書を添付して後日市町村の窓口で請求すると還付が受けられます。

* 介護保険の自己負担は各利用者の負担割合に応じた額となります。

* 基本料金及び加算料金については法律の改正により変更されますので、ご了承ください。

□ その他の料金

①食費	日額	1,580円
②共益費(光熱水費)	月額	11,000円
③家賃相当額	月額	15,000円
④預かり金出納管理費	日額	40円
⑤入居一時金		

契約締結時に20万円お預り致します。なおこの入居一時金は退所時に精算の上お返し致します。

⑥その他の料金

- ・レクレーション材料費他実費
- ・理・美容代、介護用品費等実費
- ・害虫駆除費

*外泊時等の場合の食事は、減免となります。ただし当日のキャンセルにおいてはいただきます。また、上記の ② ③ については、月額でお支払いいただきます。

6. サービス利用に当たっての留意事項

① 面会

面会時間のご自由ですが、面会の際は玄関にある面会簿にご記入下さい。また、防犯上の問題や入所されておられる方の生活がありますので、早朝、夜間の時間帯は極力ご遠慮下さい。

② 外出・外泊

ご自由ですが、食事手配等の事情がありますのでお早めに日時、期間をご連絡下さい。

③ 飲酒

他の利用者に迷惑がかからない程度でご希望があれば飲酒できます。

④ 喫煙

喫煙所以外での喫煙はご遠慮下さい。

⑤ 設備、器具の利用

ご利用については必ず職員にお尋ね下さい。

⑥ 金銭、貴重品の管理

ご希望があれば、ご本人分を管理します。その際には、金銭受理、支払いの管理について、委任状をいただきます。

⑦ 宗教活動

信仰に関しては自由ですが、入所されておられる方に対しご勧誘はご遠慮下さい。

⑧ その他

ここに取決めのないことについては随時協議をすることとします。

7. 非常災害対策・業務継続に向けた取組の強化

- ①事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を整えるとともに、常に関係機関と連絡を密に行い、防災に努めるとともに、災害に備えて研修、訓練等を行います。また、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年3回以上入所者及び従業員等の訓練を行います。
- ②感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築し、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施等を行います。
- ③防災設備
 - ・非常災害の対応：防火、避難に関する消防計画の作成
 - ・防災設備：自動火災報知設備、消火器、非常用照明、誘導灯
 - ・防災訓練：総合避難訓練、夜間避難訓練を定期的に実施
 - ・防火責任者：秋山 友和

8. 感染症対策の強化

感染症の発生及びまん延等に関する取組を徹底するため、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施に加え、訓練の実施等を行います。

9. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合、速やかにご家族や主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

緊急時連絡先	氏 名	
	住 所	
	電話番号	
	続 柄	

10. 事故発生時の対応

サービス提供時により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなどの必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してと

った処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

1 1. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

1 2. 利用者の尊厳

利用者の尊厳・プライバシーの保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

1 3. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族への十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況及び緊急やむを得ない理由について記録します。

1 4. 高齢者虐待防止の推進

利用者の人権の擁護、虐待の防止策のため、委員会の開催、指針の整備等、必要な体制を整えるとともに、担当者を設置し、従業者に対し研修を定期的実施すること等の措置を講ずるよう努めます。

1 5. 苦情相談窓口

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

①センターの相談や苦情窓口

窓口担当： 林 宏美 （介護支援専門員・介護福祉士）

電話番号： 0479-63-9011

②当センター以外に、市町村の相談・苦情窓口等に伝えることができます。

市町村名： 旭市

担当課： 高齢者福祉課

電話番号： 0479-62-5308

千葉県国民健康保険団体連合会

担当課： 介護保険課

電話番号： 043-254-7428

受付時間： 午前9時～午後5時（土日、祝日を除く）

16. 損害賠償について

当施設において、施設の責任によりご入所様に生じた損害については、施設は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご入所者様に故意又は過失が認められた場合には、ご入所者様の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

17. 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人旭福社会
代表者役職・氏名	理事長 田 邊 信 行
所在地・電話	千葉県旭市イの3925番2 0479-63-9011

定款の目的に定められた事業

1 第一種社会福祉事業

- (イ) 特別養護老人ホームの経営
- (ロ) 軽費老人ホームの経営

2 第二種社会福祉事業

- (イ) 老人短期入所事業の経営
- (ロ) 老人デイサービス事業の経営
- (ハ) 老人居宅介護等事業の経営
- (ニ) 認知症対応型共同生活援助事業の経営

3 公益を目的とする事業

- (1) 居宅介護支援の事業
- (2) 地域支援の事業
- (3) 歯科診療所の事業
- (4) 介護員養成研修の事業

- (5) 介護予防・日常生活支援総合事業
- (6) 地域包括支援センター事業
- (7) 千葉県留学生受入プログラムに関する事業

介護予防認知症対応型共同生活介護 重要事項説明書

7. 事業の目的と運営方針

- ① 認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とします。
- ② 「一人ひとりを大切にした質の高い介護サービスの提供」を基本理念とし、入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立ったサービス提供に努めます。
- ③ 関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

8. 事業者の内容

(4) 提供できるサービス地域

事業所名	やすらぎ園認知症高齢者グループホームまどい
指定番号	千葉県 1272000116号
所在地	千葉県旭市イの3925番2
管理者の氏名	田邊 波津枝
電話番号	0479-63-9011
FAX番号	0479-64-0288
サービスを提供する地域	旭市

(5) 事業所の従業者体制

	業務内容	
管理者	業務及び職員の管理	1名（施設長兼務）
計画作成担当者 （介護支援専門員）	介護計画の作成	1名
介護従事者	利用者の介護	5名以上

(6) 入居定員 9名

(4) 設備の概要

○居室

利用者の居室は、個室（定員1名）とし、クローゼット・洗面台等の備品として備えます。

○食堂

利用者の使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者が利用できるテーブル・椅子・食器類などの備品類を備えます。

○その他の設備

設備としてその他に、キッチン、居間、浴室、トイレ等の設備を設けます。

9. サービスの内容

⑩ 介護予防認知症対応型共同生活介護計画の立案

⑪ 食事

⑫ 入浴

⑬ 排泄

⑭ 介護

⑮ 相談援助サービス

⑯ 健康管理

⑰ 金銭管理

⑱ その他

10. 協力医療機関

事業者は、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状況は急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

・名称 田辺病院

- ・住所 千葉県旭市ロー 8 0 3
- ・協力歯科医療機関
 - ・名称 やすらぎ歯科クリニック
 - ・住所 千葉県旭市イの 3 9 2 5 番 2

☐ 緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「緊急時の対応」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

1 1. 利用料金

厚生労働省が定める基準によるものであり、当該認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬上の額として設定します。

(3) 基本料金（1 単位 1 0 円）利用者負担額 1 割の場合

介護予防認知症対応型共同生活介護費（Ⅰ）（1 日につき）

状態区分	単位数	基本料金	利用者負担額（円）
要支援 2	7 6 1	7, 6 1 0	7 6 1

(4) 加算料金（1 単位 1 0 円）利用者負担額 1 割の場合

内容	単位数	利用者負担額（円）
入院時費用（1 月に 6 日を限度）	2 4 6	日額 2 4 6 円
夜間支援体制加算（Ⅰ）	5 0	日額 5 0 円
若年性認知症利用者受入加算	1 2 0	日額 1 2 0 円
初期加算（入居日から 3 0 日以内）	3 0	日額 3 0 円
退居時情報提供加算	2 5 0	1 回 2 5 0 円
退居時相談援助加算	4 0 0	1 回限り 4 0 0 円
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3	日額 3 円
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4	日額 4 円
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	1 0 0	月額 1 0 0 円
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	2 0 0	月額 2 0 0 円
栄養管理体制加算	3 0	月額 3 0 円
口腔衛生管理体制加算	3 0	月額 3 0 円
口腔・栄養スクリーニング加算（6 月に 1 回）	2 0	1 回 2 0 円

科学的介護推進体制加算	4 0	月額	4 0 円
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	1 0	月額	1 0 円
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	5	月額	5 円
新興感染症等施設療養費	2 4 0	日額	2 4 0 円
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	1 0 0	月額	1 0 0 円
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	1 0	月額	1 0 円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	2 2	日額	2 2 円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	1 8	日額	1 8 円
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6	日額	6 円
身体拘束廃止未実施減算		－ 1 ／ 1 0 0	
高齢者虐待防止措置未実施減算		－ 1 ／ 1 0 0	
業務継続計画未実施減算		－ 3 ／ 1 0 0	
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） ※介護職員等の改善改善に伴い、総単位数に 1 8 . 6 % を掛けて算出いたします。			
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） ※介護職員等の処遇改善に伴い、総単位数に 1 7 . 8 % を掛けて算出いたします。			
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） ※介護職員等の処遇改善に伴い、総単位数に 1 5 . 5 % を掛けて算出いたします			
介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） ※介護職員等の処遇改善に伴い、総単位数に 1 2 . 5 % を掛けて算出いたします			

- * 基本料金及び加算料金について償還払いの場合は、いったんあなたが介護報酬全額を支払い、その後領収書を添付して後日市町村の窓口で請求すると還付が受けられます。
- * 介護保険の自己負担は各利用者の負担割合に応じた額となります。
- * 基本料金及び加算料金については法律の改正により変更されますので、ご了承ください。

□ その他の料金

- ① 食費 日額 1,580円
- ② 共益費（光熱水費） 月額 11,000円
- ③ 家賃相当額 月額 15,000円
- ④ 預かり金出納管理費 日額 40円
- ⑤ 入居一時金

契約締結時に20万円お預り致します。なおこの入居一時金は退所時に精算の上お返し致します。

⑥ その他の料金

- ・レクレーション材料費他実費
- ・理・美容代、介護用品費等実費
- ・害虫駆除費

*外泊時等の場合の食事は、減免となります。ただし当日のキャンセルにおいてはいただきます。また、上記の② ③については、月額でお支払いいただきます。

1 2. サービス利用に当たっての留意事項

① 面会

面会時間のご自由ですが、面会の際は玄関にある面会簿にご記入下さい。また、防犯上の問題や入所されておられる方の生活がありますので、上記以外の早朝、夜間の時間帯は極力ご遠慮下さい。

② 外出・外泊

ご自由ですが、食事手配等の事情がありますのでお早めに日時、期間をご連絡下さい。

③ 飲酒

他の利用者に迷惑がかからない程度でご希望があれば飲酒できます。

④ 喫煙

喫煙所以外での喫煙はご遠慮下さい。

⑤ 設備、器具の利用

ご利用については必ず職員にお尋ね下さい。

⑥ 金銭、貴重品の管理

ご希望があれば、ご本人分を管理します。その際には、金銭受理、支払いの管理について、委任状をいただきます。

⑦ 宗教活動

信仰に関しては自由ですが、入所されておられる方に対しご勧誘はご遠慮下さい。

⑧ その他

ここに取決めのないことについては随時協議をすることとします。

1 3. 非常災害対策・業務継続に向けた取組の強化

① 事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を

備えるとともに、常に関係機関と連絡を密に行い、防災に努めるとともに、災害に備えて研修、訓練等を行います。また、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年３回以上利用者及び従業者等の訓練を行います。

②感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築し、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施等を行います。

③防災設備

- ・非常災害の対応：防火、避難に関する消防計画の作成
- ・防災設備：自動火災報知設備、消火器、非常用照明、誘導灯
- ・防災訓練：総合避難訓練、夜間避難訓練を定期的に実施
- ・防火責任者：秋山友和

８．感染症対策の強化

感染症の発生及びまん延等に関する取組を徹底するため、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施に加え、訓練の実施等を行います。

９．緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合、速やかにご家族や主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

緊急時連絡先	氏 名	
	住 所	
	電話番号	
	続 柄	

１０．事故発生時の対応

サービス提供時により事故は発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなどの必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してと

った処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

1 1. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。また、退職後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

1 2. 利用者の尊厳

利用者の尊厳・プライバシーの保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

1 3. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族への十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況及び緊急やむを得ない理由について記録します。

1 4. 高齢者虐待防止の推進

利用者の人権の擁護、虐待の防止策のため、委員会の開催、指針の整備等、必要な体制を整えるとともに、担当者を設置し、従業者に対し研修を定期的実施すること等の措置を講ずるよう努めます。

1 5. 苦情相談窓口

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

①センターの相談や苦情窓口

窓口担当： 林 宏美 （介護支援専門員・介護福祉士）

電話番号： 0479-63-9011

②当センター以外に、市町村の相談・苦情窓口等に伝えることができます。

市町村名： 旭市

担当課： 高齢者福祉課

電話番号： 0479-62-5308

千葉県国民健康保険団体連合会

担当課：介護保険課

電話番号：043-254-7428

受付時間：午前9時～午後5時（土日、祝日を除く）

16. 損害賠償について

当施設において、施設の責任によりご入所様に生じた損害については、施設は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご入所者様に故意又は過失が認められた場合には、ご入所者様の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

17. 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人旭福社会
代表者役職・氏名	理事長 田 邊 信 行
所在地・電話	千葉県旭市イの3925番2 0479-63-9011

定款の目的に定められた事業

1 第一種社会福祉事業

- (イ) 特別養護老人ホームの経営
- (ロ) 軽費老人ホームの経営

2 第二種社会福祉事業

- (イ) 老人短期入所事業の経営
- (ロ) 老人デイサービス事業の経営
- (ハ) 老人居宅介護等事業の経営
- (ニ) 認知症対応型共同生活援助事業の経営

3 公益を目的とする事業

- (1) 居宅介護支援の事業
- (2) 地域支援の事業
- (3) 歯科診療所の事業
- (4) 介護員養成研修の事業
- (5) 介護予防・日常生活支援総合事業
- (6) 地域包括支援センター事業
- (7) 千葉県留学生受入プログラムに関する事業